

伊達市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



福島県 伊達市

伊達市過疎地域持続的発展計画

目 次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
3	産業の振興	12
4	地域における情報化	18
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
6	生活環境の整備	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	28
8	医療の確保	33
9	教育の振興	34
10	集落の整備	37
11	地域文化の振興等	38
12	再生可能エネルギーの利用の推進	39
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	40
	過疎地域持続的発展特別事業分	41

1 基本的な事項

(1) 伊達市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、福島県の北部に位置し、阿武隈川流域に広がる福島盆地に含まれる北部と、阿武隈高地からなる南部に区分することができます。

北部の阿武隈川左岸には県都福島市と隣接して旧伊達町が位置し、右岸に旧保原町、旧梁川町が位置しています。また、右岸南東側に広がる阿武隈高地に旧霊山町、旧月舘町が位置しています。この高地は浜通りとの間にあり、南北に500mから800m程度の山を連ねています。そのため傾斜地が多く、用水の確保が困難な地域もあります。川俣町に源を発する広瀬川を除き大きな河川はなく、小さな河川が複雑に入り組んでいます。

気象状況は、阿武隈山系と奥羽山脈に囲まれた盆地状の地形のため、内陸性気候の特性をもっています。

各季節間の気温差が比較的大きく、年間平均気温は12～13℃、年間降水量は1,100mm前後となっています。積雪の量は少ないものの、雪質はかなり湿っています。

また、山間部では年間平均気温が低く、年間降水量は多い傾向にあり、特に、奥羽山脈沿いになると日本海側型気候の特徴が強くなり、冬季の降水量が多く、積雪期間も長くなります。

(歴史的条件)

本市は、平成18年1月1日に旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月舘町の5町が合併して誕生しました。合併前の5町の経緯は次のとおりです。

旧伊達町は昭和31年9月に伊達町と伏黒村が合併して誕生しました。

旧梁川町は昭和29年7月に大枝村東大枝地区が梁川町へ分離編入し、昭和30年3月に梁川町、栗野村、五十沢村、富野村、山舟生村、白根村、堰本村の1町6村が合併して誕生しました。

旧保原町は昭和30年3月に保原町、大田村、上保原村、柱沢村、富成村の1町4村が合併して誕生しました。

旧霊山町は昭和30年1月に掛田町、石戸村、霊山村、小国村の1町3村が合併して誕生しました。

旧月舘町は昭和30年3月に月舘町と小手村が合併して誕生しました。

(社会的、経済的条件)

本市の交通体系は、国道4号が市の西部を通り、それに並走して東北縦貫自動車道と東北新幹線が走っています。広域的な幹線道路としての役割を担っている国道は、国道349号が中央部を縦貫し、東西軸として国道399号及び国道115号が走っています。国道を軸として、その他の主要地方道、一般県道が各地域間を結び、ネットワークを形成しています。

また、新たな東西軸となる、東北縦貫自動車道と常磐自動車道を結ぶ相馬福島道路が令和3年4月に全線開通し、市内に4箇所のICが設置されました。

鉄道については、JR東北本線と阿武隈急行線が運行され、バスは福島交通株式会社の路線バスが各地域を結ぶ交通網として運行されています。

本市の産業としては、果樹、野菜、米を中心とした農業や小売業・卸売業及び情報通信機械器具、電子機器を中心とした製造業が営まれています。就業人口を産業別にみると、昭和50年に35.9%を占めていた第1次産業は平成27年の国勢調査では12.7%に減少し、第2次・第3次産業へ移行する傾向が見られます。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により、かつて経験したことのない大量の放射性物質が拡散され、環境汚染や風評が引き起こされました。放射性物質による汚染の影響で、農林産物は摂取制限や出荷制限を余儀なくされ、また、出荷制限のない加工品までもが取引停止を受けるなど、深刻な風評被害を受けました。樹木の除染、首都圏を中心に実施された本県の農産物等の販売促進キャンペーンへの参加や独自に特産品・観光のPR等を実施してきた結果、徐々に回復してはいるものの、原発事故前の販売量及び販売単価には達していない農産物等があります。

イ 過疎の状況

本市全体の人口は、平成27年国勢調査では62,400人となっており、昭和50年国勢調査の72,977人と比較すると40年間で14.5%減少しました。また、高齢化の進行も著しく、高齢者比率は昭和50年に10.5%だったのに対し、平成27年には32.4%と21.9ポイント上昇しています。

一方、過疎地域の人口は、平成27年国勢調査では28,523人となっており、昭和50年国勢調査の40,348人と比較すると40年間で29.3%減少しました。また、高齢化の進行も著しく、高齢者比率は昭和50年に11.6%だったのに対し、平成27年には35.3%と23.7ポイント上昇しています。

これまで、旧霊山町においては、平成14年4月に過疎地域自立促進特別措置法による指定を受けてから合併まで過疎対策に取り組んできました。

また、旧月舘町においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法と、これまで50年以上にわたり、総合的かつ計画的な過疎地域対策事業を実施してきました。

その結果、各種公共施設の整備をはじめ、産業基盤及び生活基盤の整備、福祉対策等が進み、人口流出の抑制に一定の成果をあげてきましたが、人口の流出を抑制するだけでは、もはや過疎からの脱却は図られず、依然として出生数の低下等による自然減もあり、さらに高齢化が進んでいることから、地域活力の低下が懸念される厳しい状況です。

継続して過疎地域となる旧霊山町、旧月舘町の2町は、これまで、産業の振興や交通・通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上、教育施設設備の整備等、多様な過疎対策を推進してきましたが、他の地域と比較して、少子化の進行等に起因した人口減少が現在も続いているため、引き続き非過疎地域を目指し、各種施策を積極的に推進する必要があります。

今般、令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧梁川町が新たに過疎地域となりました。

旧梁川町は伊達氏関連の歴史的資源などが点在しており、施設や環境の整備等を行い、まちづくりを推進してきた経緯があります。しかし、平成2年から人口減少が始まり、特に中山間地域では少子化が進んだ結果、5つの地区の小学校が、街中の梁川小学校に統合されました。合併前に整備した交流館や福祉施設、森林公園施設も老朽化が進んでおり、再整備が課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成30年4月に歴史と文化・史跡等を生かしたまちなか回遊の拠点として「まちの駅やながわ」を整備し、観光情報の発信と地域住民の交流促進を図りました。

また、令和3年4月には梁川駅前にぎわい創出事業により市役所梁川分庁舎の空き室を活用し、交流・学習・くつろぎのオープンスペースとして市内外の人々が利用できる「やなピア」を開設しました。

今後も、非過疎地域を目指し、各種施策を積極的に推進する必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口は、第1次産業から第2次・第3次産業への移行が進み、本市の基幹産業である農業は、今後、担い手の確保、生産性の高い環境に優しい農業の確立、交流による農業の活性化を図る施策を進めるとともに、相馬福島道路の全線開通に伴う広域的な交通利便性の向上を契機として、新たに整備する工業団地へ積極的に企業誘致を図り、第2次・第3次産業への新たな就労の機会を創出する必要があります。

本市のまちづくりの方向を定めた「伊達市第2次総合計画」では、その将来像を「健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷 伊達市」と定め、多くの人々から「誇れるまち・選ばれるまち・選ばれ続けるまち」として着実な再生・発展を遂げることを目指すとともに、次代を担う子どもたちに、誇りと自信を持ってつなぐ心のよりどころとして、活力と希望に満ちあふれた故郷（ふるさと）を創造していくことを、まちづくりを展開するうえでの基本的な考え方としました。また、このような基本認識のもと、市民一人ひとりの幸せ度を上げるとともに若者の定着を図り、活力ある持続可能な伊達市の実現のために、令和2年度から5箇年を計画期間とした「第2期伊達な地域創生戦略」を策定し、本市の課題の解決に向けて総合的かつ計画的に施策を展開しております。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口の動向は、昭和50年国勢調査の72,977人から平成27年国勢調査では62,400人まで減少しました。

年齢別には0歳から14歳までが62.0%の減少、15歳から64歳までが25.8%の減少（うち15歳から29歳までが50.9%の減少）となりましたが、逆に65歳以上は、164.3%の増加を示し、その人口比率は、昭和50年の10.5%から平成27年には32.4%と高齢化が一段と進んでいます。一方、若年層（15歳から29歳）の比率は、昭和50年の21.8%から平成27年には12.6%にまで減少しています。これを過疎地域の旧梁川町、旧霊山町、旧月舘町の区域でみると昭和50年に40,348人であった人口が、

平成27年には28,523人となり、11,825人(29.3%)の減少となっています。

特に0歳から14歳までの年齢層に限定すると、昭和50年の9,523人が平成27年には2,549人に減少し、大きな問題となっています。他方、65歳以上の高齢者の人口は急激に増加が進み、昭和50年の4,698人に対し、平成27年には10,080人となり、約2.1倍に増加する等、過疎地域の特徴でもある少子高齢化が急速に進んでいることがうかがえ、この傾向は今後も続くものと予測されます。

なお、出生率及び純移動率が現状のまま推移すると、本市の人口は令和22年には44,678人になると予測されます。

イ 産業の推移と動向

本市全体の産業構造については、第1次産業から第2次・第3次産業への移行が著しく、昭和50年には就業人口の35.9%を占めていた第1次産業が、平成27年には12.7%となり、第2次・第3次産業就業者が増加しています。

過疎地域も同様に、第1次産業から第2次・第3次産業へ移行しています。

今後、都市部への若年層の流出により、第1次産業就業者のみならず、第2次・第3次産業就業者の高齢化がさらに進むものと予測されます。

表1-1(1) 過疎とみなされる区域の人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 46,687	人 40,348	% △13.6	人 38,664	% △4.2	人 33,810	% △12.6	人 28,523	% △15.6
0歳～14歳	16,402	9,523	△41.9	7,549	△20.7	4,422	△41.4	2,549	△42.4
15歳～64歳	26,726	26,127	△2.2	24,481	△6.3	20,078	△18.0	15,851	△21.1
うち15歳～29歳(a)	9,624	8,713	△9.5	6,486	△25.6	5,046	△22.2	3,340	△33.8
65歳以上(b)	3,559	4,698	32.0	6,634	41.2	9,310	40.3	10,080	8.3
(a)/総数 若年者比率	% 20.6	% 21.6	—	% 16.8	—	% 14.9	—	% 11.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.6	% 11.6	—	% 17.2	—	% 27.5	—	% 35.3	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

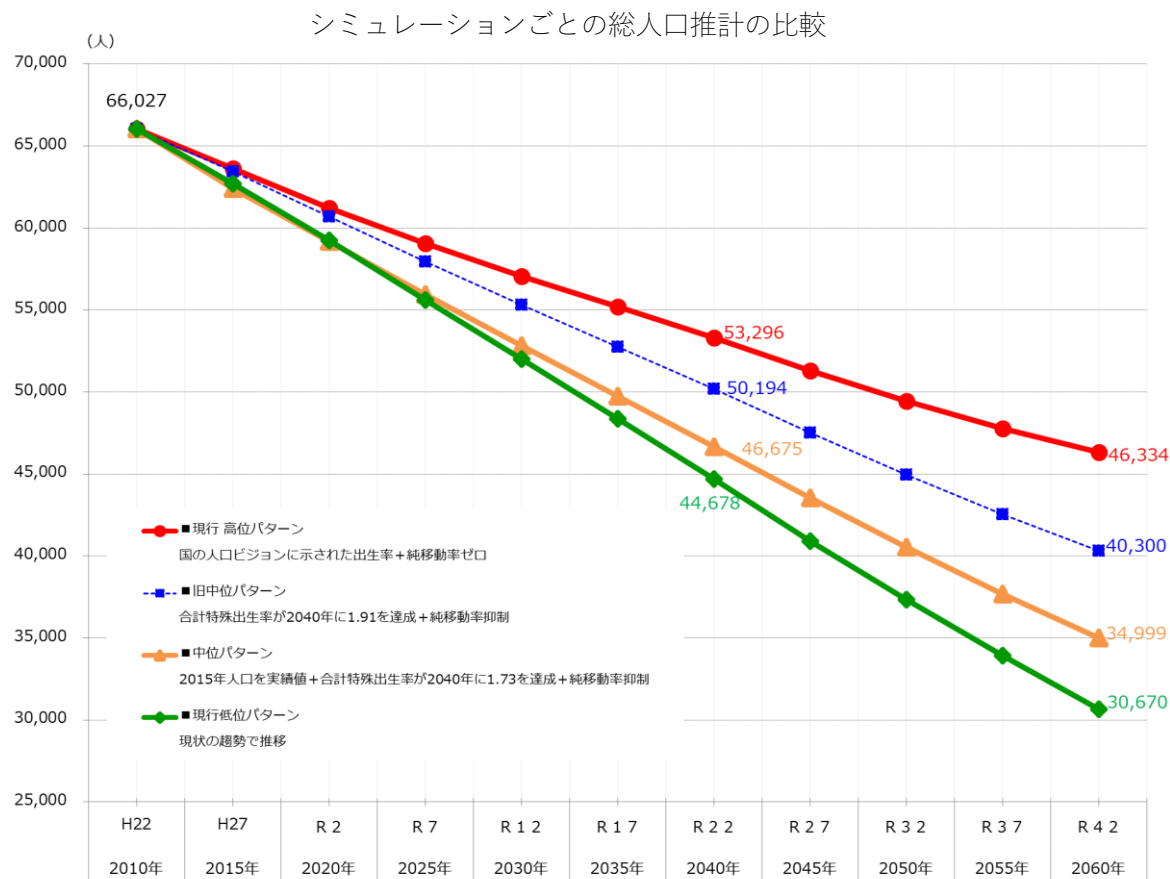
表 1－1（1） 伊達市の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 76,361	人 72,977	% △ 4.4	人 74,200	% 1.7	人 69,289	% △ 6.6	人 62,400	% △ 9.9
0歳～14歳	25,862	17,684	△31.6	14,410	△18.5	9,714	△32.6	6,712	△30.9
15歳～64歳	44,904	47,638	6.1	48,200	1.2	42,070	△12.7	35,350	△16.0
うち15歳～ 29歳(a)	17,224	15,944	△ 7.4	13,225	△17.1	10,444	△21.0	7,836	△25.0
65歳以上 (b)	5,595	7,655	36.8	11,589	51.4	17,496	51.0	20,234	15.6
(a)/総数 若年者比率	% 22.6	% 21.8	—	% 17.8	—	% 15.1	—	% 12.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3	% 10.5	—	% 15.6	—	% 25.3	—	% 32.4	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

表 1-1 (2) 伊達市の人口の見通し (第 2 期伊達な地域創生戦略より)

パターン	令和 7 年	令和 1 2 年	令和 2 2 年	令和 3 2 年	令和 4 2 年
■高位パターン	59,077	57,051	53,296	49,454	46,334
■中位パターン	55,956	52,819	46,675	40,528	34,999
■低位パターン	55,617	52,021	44,678	37,334	30,670



(参考)

パターン	出生率	純移動率	備考
高位パターン	国の人口ビジョンに示された出生率 (2.07) まで向上する	純移動率がゼロになる	各年代の移動がプラスマイナスゼロだった場合
中位パターン	理想の子ども数を適用した希望出生率 (1.73人) まで向上する	純移動数を半分に抑制する	移動が多い男性「10～14歳→15～19歳」～「25～29歳→30～34歳」の各年代の純移動率、および女性「10～14歳→15～19歳」～「30～34歳→35～39歳」と「40～44歳→45～49歳」の各年代の純移動率を半分にした場合
低位パターン	現状のまま推移する	現状のまま推移する	合計特殊出生率1.28及び純移動率のトレンドが2060年まで続いた場合

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、平成18年1月1日の合併を機に行政組織の見直しを行うとともに、旧5町の役場庁舎は、それぞれの住民サービスを行う総合支所として活用されています。

イ 財政の状況

令和元年度の一般会計の決算状況から本市の財政状況をみると、歳入規模は約３３３億１千万円で歳入に占める一般財源の割合は５４．８％、地方債の割合は１０．０％となっています。

歳出規模は約３０６億８千万円で、義務的経費の割合は３８．６％であり、投資的経費に１６．７％が投入されました。

令和元年度の財政力指数は、０．４０と低い状況になっています。

令和元年度の経常収支比率は９７．１％で、財政の硬直化を示しています。

地方債残高は、歳出規模の１．３倍の約３９９億円となっています。

表１－２（１）市町村財政の状況（単位：千円）

区 分	平成２２年度	平成２７年度	令和元年度
歳入総額 A	29,356,107	32,764,051	33,312,678
一般財源	17,566,710	18,936,317	18,246,070
国庫支出金	2,792,127	3,422,760	3,097,744
都道府県支出金	1,443,755	4,002,210	3,073,968
地方債	3,685,700	2,329,300	3,345,500
うち過疎債	64,000	19,100	0
その他	3,867,815	4,073,464	5,549,396
歳出総額 B	27,620,779	30,677,340	30,683,641
義務的経費	12,517,970	11,959,326	11,840,704
投資的経費	3,467,237	5,840,566	5,133,307
うち普通建設事業	3,400,461	3,815,728	4,087,471
その他	11,571,500	12,858,253	13,709,630
過疎対策事業費	64,072	19,195	0
歳入歳出差引額	1,735,328	2,086,711	2,629,037
C (A－B)			
翌年度へ繰越すべき財源 D	760,942	367,913	949,970
実質収支 C－D	974,386	1,718,798	1,679,067
財政力指数	0.44	0.40	0.40
公債費負担比率 (%)	20.3	14.9	13.7
実質公債費比率 (%)	13.4	6.8	6.9
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	81.5	86.3	97.1
将来負担比率 (%)	92.6	31.8	54.4
地方債現在高	35,079,372	35,841,930	39,900,440

ウ 施設整備状況

令和元年度末現在の主要な公共施設の整備状況について、市町村道の改良率は46.6%、水道普及率は91.4%、水洗化率は88.3%となっています。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率（%）	14.3	27.4	39.6	44.7	46.6
舗装率（%）	13.4	32.2	45.7	52.2	57.0
農道					
延長（m）	—	—	—	89,150.3	89,150.3
耕地1ha当たり農道延長（m）	29.7	27.1	19.6	20.3	22.3
林道					
延長（m）	—	—	—	96,806.4	96,833.3
林野1ha当たり林道延長（m）	9.2	8.2	9.2	20.1	20.1
水道普及率（%）	66.2	75.7	81.8	91.0	91.4
水洗化率（%）	—	—	—	82.6	88.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	11	11	9	8.2	7.6

（４）地域の持続的発展の基本方針

過疎地域の指定を受けて以来、過疎地域では基盤整備や産業の振興、市道及び農林道を中心とした交通・通信体系の整備をはじめ、様々な過疎対策事業を実施してきました。その結果、市道や農林道の整備、高齢者福祉施設等の整備が進み、着実に成果が上がってきていますが、過疎の進行を止めるには至っていません。さらには、若年層の流出、高齢者のみの世帯、夫婦・ひとり暮らしの増加により地域の活力低下が進んでいます。

このような状況に対応するため、旧町ごとの個性と多様性を重視したクラスター型の合併に基づき、過疎地域においても、均衡ある発展を図るため、総合計画及び総合戦略に基づき、各地域の特色に配慮したまちづくりを進めるとともに、ポスト・コロナの新たな時代に向け、ICTやSociety5.0の更なる活用とSDGsの理念を念頭に施策を推進していきます。

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、「自然と調和し快適で住みやすいまちづくり」を基本に、本市の魅力の発信を強化するとともに、様々な交流と多様な世代の移住定住の促進を目指します。

産業の振興では、「地域の魅力が輝くまちづくり」を基本に、豊かな自然の恵みと肥沃な大地によって生まれ、全国有数の産地である果樹・野菜等の地場産品について、広く情報発信しながら、その振興・発展を図ります。

また、長い歴史の中で培われた伝統的な文化や風土、豊富な地域資源を磨き上げ、伊達ブランドの魅力を高めます。さらに、各産業の連携の中から新たな産業の創出・育成を図ることで、市内外における交流を促進し、地域経済の振興を図ります。

地域における情報化では、「自然と調和し快適で住みよいまちづくり」を基本に、さまざまな分野におけるICTの活用の促進、DXを活用した取組を推進します。

交通施設の整備、交通手段の確保では、「自然と調和して快適で住みよいまちづくり」を基

本に、市内各地域をネットワークする道路体系の整備、くらしの利便性向上と交流のための公共交通の充実などに努めます。特に、日常生活に欠かすことのできないバス路線や阿武隈急行線の維持を図るため、福島交通株式会社が運行する広域的なバス路線や阿武隈急行線を支援するとともに、地域の実情に応じたデマンド交通などの生活交通対策事業にも取り組んでいきます。

生活環境の整備では、「ともに紡ぐ協働のまちづくり」、「自然と調和して快適で住みよいまちづくり」を基本に、防災力の向上、犯罪及び事故の未然防止のための取組強化を図るとともに、良好な街並みの形成や身近な緑・水辺とのふれあいの場等の形成により、潤いのあるまちづくりに努めます。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、「豊かな心を育むまちづくり」、「こころ寄り添う健やかなまちづくり」を基本に、安心して子どもを産みやすい、育てやすい環境の実現、高齢者・障がい者福祉の充実のため、全ての市民がお互いを尊重し、地域全体で支えあう福祉のまちづくりに努めます。

医療の確保では、市民がいつでも適切な医療サービスを受けられるよう、総合的な医療体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し、地域医療サービスの充実に努めます。

教育の振興では、「豊かな心を育むまちづくり」を基本に、子どもたちが確かな学力と豊かな人間性、健やかな体をバランスよく育み身につけることができるよう学習教育の推進を図ります。

集落の整備では、「ともに紡ぐ協働のまちづくり」を基本に、自主・自立の考えのもと、地域コミュニティを構成する多様な主体が責任と役割を認識し、自助・共助・公助を組み合わせ、相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進します。また、地域が相互の連携と協働によるまちづくりをするために設立する地域自治組織が行う地域課題の解決に向けた活動を支援します。

地域文化の振興等では、大切に受け継がれてきた貴重な文化遺産の発掘・保護・保存・活用を図り、一人ひとりがふるさとに強い誇りと愛着を持てるまちづくりに努めます。

再生可能エネルギーの利用の推進では、「自然と調和し快適で住みやすいまちづくり」を基本に、新エネルギーの導入及び普及・啓発に努めます。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、以下の基本目標を設定します。

ア 人口に関する目標：市全体の人口の推移

指標	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
市全体の人口（人）	５８，９６２人	５５，９５６人

※１ 現状値は令和３年３月末日現在の住民基本台帳人口

※２ 目標値は人口シミュレーションにおける中位パターン

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画による施策は、上位計画である総合計画や総合戦略と強く整合性が図られた内容であることから、総合計画における事務事業評価や施策評価及び総合戦略における検証を通じて、毎年度、目標（指標）の進捗状況を評価します。評価した結果については、議会へ報告するとともに市ホームページで公表します。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市では、厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の老朽化や、人口減少と少子高齢化の進行に伴い変化する市民ニーズに対応するため、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした「伊達市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下のとおり定めています。

(ア) 保有総量の最適化

合併前に旧町それぞれが整備した施設配置の見直しを含め、将来世代に負担を先送りすることのない、持続可能な行政運営ができる規模での公共施設等保有総量の最適化を図ります。

(イ) 既存施設の有効活用

新たな行政需要が生じた場合でも、既存施設の有効活用等による対応を図るなど、新たな施設の建設を伴わない方法について検討することとします。

(ウ) 施設の複合化・多機能化

既存施設を更新（建替え）する場合には、従前機能に限定した更新を前提とするだけでなく、行政サービスに着目し、市民ニーズに柔軟に対応した施設の複合化・多機能化を検討します。

(エ) 施設の長寿命化

既存施設を少しでも長く利活用していくために、ライフサイクルコストの圧縮も視野に入れながら、計画的な予防保全や修繕を実施します。

(オ) 民間活力の導入

指定管理者制度の導入など、民間活力を活かした行政サービスの展開を検討し、地域経営を意識した施設運営を図ります。

イ 本計画との整合性について

本計画においても、伊達市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方にに基づき、公共施設及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市の人口推移は、少子高齢化に加え、人口減少の特徴である若年層の人口流出が継続しています。過度な人口減少を抑制するためには、若者の定住・結婚・子育ての希望が持てる環境づくりに継続して取り組んでいかなければなりません。

過疎地域において、都市をはじめとする他地域との交流の促進は、経済的、社会的、文化的な面で大きな効果をもたらすため、非常に重要です。都市と農山村との共生・対流を進める中で、

過疎地域に期待されているのは、癒しの空間としての美しい農山村の景観、さらにはスローライフといわれる地域の暮らしです。

(2) その対策

本市への移住定住を促進するため、Ｕターンや首都圏在住者のＩターン、さらにはＪターン等の移住者の受入れ相談体制を整備し、空き家情報や移住支援制度等をワンストップで提供します。

総務省の制度「地域おこし協力隊事業」を活用して、都市地域から過疎地域等に移住し、地域住民の支援や地域資源の発掘などの活動を行う地域おこし支援員を配置し、よそ者・若者等の視点による活動を通じ、地域力の維持・強化を図るとともに、地域おこし支援員の定住促進を図ります。

過疎地域における経済・社会・文化的活性化のため、都市をはじめとする他地域と交流を進め、魅力ある農村づくりを推進していきます。農業をはじめとする様々な体験等を通じて、都市住民と地元住民との交流の場を提供していきます。また、都市住民が気軽に滞在できるように、グリーンツーリズム、ふるさと体験ツアー、サイクルツーリズム等を推進し、定住・二地域居住など都市住民と地域住民との交流機会の拡大を図るため、旧小手小学校のリノベーションを行い、地域の交流拠点として活用していきます。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
空き家の活用件数	５件	５件
地域おこし支援員の活動人数	２人	４人

(3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	月舘地域交流施設整備事業	伊達市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	生き活き集落づくり事業 （都市部住民等多様な主体による地域づくり活動への参加を促進し、地域の再生・活性化への取組を支援するため、地域おこし支援員が担当地区に入り、地域資源の発掘、振興等の活動を行う。）	伊達市	
		農地付き空き家バンク事業 （田園回帰等の移住促進のため農地付き空き家バンクの運用を行う。）	伊達市	
	地域間交流	月舘地域交流施設運営事業 （地域の拠点である旧小手小学校の施設の運営を行う。）	伊達市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

水と緑に恵まれた自然環境のもと、本市では、それぞれの地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。このうち、阿武隈川流域に広がる肥沃な平地では、もも、ぶどう、りんご、柿等の果樹や、きゅうり、いちご、にら、しゅんぎく、えんどう類、トマト等の野菜、水稲といった農産物の生産が盛んであり、全国有数の生産量を誇るなど、農業は本市の地域経済を支える重要な基幹産業となっています。

現在、諸外国を含めた産地間競争の激化や農産物の価格低迷など、全国的に農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市においても農業従事者の高齢化が進行し、販売額の小規模な自給的農家及び兼業農家が増えるとともに、中山間地域を中心に遊休農地等やイノシシ等の有害鳥獣被害が増加傾向にあります。

原発事故の影響で加工自粛が要請されているあんぽ柿が、平成27年には市内全域をモデル地区として加工が再開され、令和2年度の出荷量は1,313tと、震災前の約80%弱まで回復しています。

しかし、未だ風評が完全に払拭されていない中、今後、中山間地域での担い手確保をはじめ抜本的な対策を講じることが地域経済の活性化を図るうえでも、重要な課題となっています。

梁川地域、霊山地域及び月舘地域では、市内全体に比べ、少子高齢化に伴う影響がさらに大きく、農家数の減少が続いています。農林業センサス調査結果では、梁川地域の農家数は平成22年には1,855戸ありましたが、令和2年は1,396戸となり、459戸減少、霊山地域の農家数は平成22年には1,101戸ありましたが、令和2年では741戸となり、360戸減少、月舘地域の農家数は平成22年には584戸ありましたが、令和2年では389戸となり、195戸減少しています。基幹産業である農業の担い手確保をはじめとした抜本的な対策を講じることが重要な課題となっています。

② 林業

本市の土地利用の約5割を森林が占めており、豊富な自然環境に恵まれています。本市の林業は、原発事故により放出された放射性物質の影響により大きな打撃を受けています。

豊かな森林資源に恵まれた梁川地域、霊山地域及び月舘地域では、これまで原木によるシイタケやなめこ等の生産が盛んでしたが、原発事故以降、放出された放射性物質の影響で、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限規制により、地元の原木を使用できない状況にあります。林業・木材産業の礎となる森林資源を将来にわたり継続して確保していくためには、放射性物質の拡散抑制対策と併せた森林整備を図る必要があります。

また、林道については、森林の施業や木材の搬出のみならず、森林の持つ多面的機能を発揮させるために欠くことのできない施設であり、地域住民にとっては、生活道路としても重要な役割を果たしていることから、引き続き整備を図る必要があります。

③ 工業

本市は、江戸時代末期から昭和初期にかけ養蚕業が栄え、戦後は、梁川地域や保原地域を中心に、全国有数の生産シェアを誇るニット産業の一大産地として発展を遂げたものの、事業所

の減少など厳しい状況にあります。

市内には現在9箇所の工業団地が整備されており、今後、相馬福島道路の全線開通に伴う広域的な交通利便性の向上を契機に、特定の業種に特化せずに、さまざまな業種のバランスのとれた企業立地を促進し、地域経済の活力を高めていく必要があります。

現在の梁川地域、霊山地域及び月舘地域の工業は、産業分類別にみると電気（弱電）、精密機械を中心とした企業・工場が多く、東日本大震災や令和元年東日本台風の影響により売上げが落ち込み、経営状況に影響を与えていることから、今後、既存企業における雇用安定や人材の育成強化が課題となっています。

また、3地域が県都福島市から通勤圏内にあることに加えて、相馬福島道路の全線開通に伴い、東北縦貫自動車道と常磐自動車道を結ぶ地点にあるという新たな強みを活かした企業誘致促進が必要となっています。

④ 商業

本市の商業は、かつて旧5町に形成されている商店街を中心に活況を呈していたものの、全国的な傾向と同様に、人々の日常生活における自動車利用が進み、日々の買い物の行動範囲が大きく広がり、消費者の選択肢が格段に拡大したことなどを背景に、既存の商店街は年々衰退傾向にあり、空き店舗が増加しています。

既存商店街は、大部分が家族経営による小規模小売業で、消費者は地域内居住者が中心です。日常生活用品の購入は市内のスーパー利用が多い状況です。

消費者の動向が直接商業経営に影響を及ぼすことになるため、商業経営者自らも消費者意識を的確に把握することが重要であり、それに対応できる意識改革が必要です。また、商業の核づくりとして、共同施設の設置や個性ある店舗の改修を進めながら、消費者に密着した地域ぐるみの魅力ある商店街づくりを行っていくことが課題となっています。

また、商工会活動支援の充実や商業環境の整備を促進し、特色のある商店街の形成を図り、消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりとともに少子高齢社会に対応した歩いて暮らせる商店街づくりが必要となっています。

⑤ 観光

総労働時間の短縮に向けた各企業の取組により、人々の生活様式が多様化し、観光に対するニーズも以前に比べ多様化しています。そのような中で、東京など都市に住む住民の農山村への興味や関心が強まり、個性的な田舎らしさが観光資源となる時代になっています。

梁川地域には、国指定史跡「伊達氏梁川遺跡群」や梁川美術館・やながわ希望の森公園など歴史的史跡や文化的施設が歩いて廻れる区域内に点在しており、まちなか回遊の拠点として平成30年4月にまちの駅やながわを整備し、観光情報の発信と地域住民の交流促進を図っています。さらに、五十沢地区はあんぼ柿の発祥の地として知られ、11月になると柿農家の軒先にオレンジ色の「柿のれん」が本市の冬を彩ります。今後は、相馬福島道路からの広域交流者を周遊させる仕掛けの検討が必要になっていきます。

霊山地域には、県立自然公園であり、国指定の史跡名勝でもある霊山をはじめとした大小の山々に囲まれ、石田川等の水辺に恵まれた自然の豊かさを満喫できる地域があり、霊山こどもの村やりょうぜん紅彩館など自然と歴史がマッチした観光施設の活用や各種イベントの開催に

より観光客の誘客を図っています。今後は、既存の歴史的資源や景観、施設を最大限活用する「霊山高原構想」の実現による広域交流の拠点として整備する必要があります。

月舘地域には、女神山・御幸山・月見舘森林公園・月舘運動場・七ツ森林道等の自然を生かした観光資源や下手渡藩陣屋跡等の史跡、宿泊施設である「つきだて花工房」があります。さらに閉校した小手小学校を地域の交流拠点としてリノベーションを図り、サイクリストも宿泊できる施設として整備するとともに、レンタサイクルも設置しながら地域間交流の拠点としても活用していきます。また、サイクリングルートの設定等、福島県と協力しながら自転車を活用した交流人口の拡大を推進します。

こうした観光施設のほかに、祭り、イベント等もありますが、近隣市町にも類似施設や催しもあり、多数の観光客を誘客するには至っていない状況にあるため、観光資源の発掘などを検討する必要があります。

(2) その対策

① 農業

ア 農産物の安全性の確保

生産された農産物の安全・安心を確保するため、GAPや農薬適正使用を推進するとともに農産物のモニタリング検査を引き続き支援します。

イ 農業生産基盤の整備対策

農業生産基盤については、農業振興地域整備計画に基づきながら、遊休農地等の荒地対策を含めた秩序ある土地利用に努めます。また、イノシシ、サル等による有害鳥獣被害が増加傾向にあることから、関係機関との連携により、有害鳥獣被害防止対策を図ります。

ウ 地域農業の整備及び農地の流動化対策

認定農業者等の担い手が規模拡大を図るためには、農産物価格の安定や土地情報の的確な提供と耕作条件の整備等を図ることが重要であり、これらに対処しつつ、地域での話し合いによる合意形成を通じて、育成すべき担い手への農地利用集積の方策を検討し農地の流動化を推進します。そのためにも、農業経営において、地域の他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営者を育成することが急務となります。これらの農業経営者を育成するための体制を構築します。

エ 農業生産の担い手対策

地域農業の振興を図るため、認定農業者などの意欲ある担い手を育成し、実質化した人・農地プランの策定と農地中間管理事業により、これらの担い手をプランの中心経営体と位置づけ、農用地集積を進めるとともに、新規就農の促進、女性農業者の農業経営等への参画などを推進し、多様な担い手の確保を図ります。

オ 生産性向上対策

地域における話し合いを基本に、実質化した人・農地プランの計画策定を行い、集落営農の取組や農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用、利用権の設定、農作業受委託等の積極的な促進を図り、実質化した人・農地プランの実現を目指します。

カ 流通等の対策

近年の産地間競争の激化や消費者ニーズの多様化に対応するため、関係機関と連携しながら、変化を予測した計画的な生産・流通体制を確立するとともに、集出荷施設、流通体制の整備・強化、流通圏域の拡大等を通じ、農産物の効率的な流通を図ります。

キ 多面的な農用地利用推進

農業生産の維持・拡大による農地の適切な利用や農業用施設の適切な管理により、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図ります。また、農業・農村が有する水源かん養などの多面的機能の理解促進を図ります。

② 林業

ア 森林の整備・保全

森林環境譲与税を財源とし、森林の持つ国土保全、水資源のかん養、自然環境保全等の公益的機能の面から森林の維持管理に努めていきます。また、森林資源保護のため、松くい虫の駆除に努めるとともに、間伐などの森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能を維持するために、「ふくしま森林再生事業」で引き続き取り組みます。

イ 林道・作業道等の整備

造林、保育、間伐等の施業計画を推進し、林道網の拡充、作業道の整備を進めます。

ウ 特用林産物及び林産物の生産

きのこや山菜等は、複合経営の重要な産品の一つであることから、放射性物質検査体制や安全な特用林産物生産の取組を行い、生産意欲の高揚を図ります。

エ 担い手育成

林業専門の地域おこし支援員を採用し、林業機能の回復と伐採木材の流通・販路拡大の担い手として育成し、森林の適正な管理を図っていきます。

③ 工業

今後、相馬福島道路の全線開通に伴う、広域的な交通利便性の向上を契機に、新工業団地を整備し、新規企業の立地誘致に努めます。

また、既存企業については、女性の雇用対策や若者の定着支援、人材育成支援などの雇用対策により中小企業支援施策を強化し、雇用の創出により地域経済の振興発展を図ります。

さらに、相馬福島道路を活用した広域の自治体間の連携により、産業の振興を通じた雇用の拡大等を図ります。

④ 商業

地域外に流出する消費人口に歯止めをかけ、地域内での購買力を高めるため、魅力ある商店街づくりを進めます。魅力ある商店街づくりの環境整備として、街並みの整備、駐車場の設置、さらには、個店の共同店舗化等について検討を進めるとともに、商工会と一体となり、商店経営者の意識改革の推進を図ります。また、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの考えに基づき、公共交通の充実により車に過度に依存せず移動することができ、誰もが暮らしやすく環境の負荷が少ないコンパクトな人中心の新しいまちづくりを推進します。

⑤ 観光

福島市の近郊に位置し、余暇活動の立地条件に優れていることから、地域の歴史と文化、産業の特性を積極的に活用した観光の振興を図るため、観光地の整備に努めるとともに、梁川地域及び霊山地域に観光案内所を設置し、観光拠点の強化を図ります。

また、梁川地域、霊山地域及び月舘地域が持つ豊かな緑と史跡、文化、スポーツ運動施設、公園などの観光拠点機能の維持管理や整備を進めるとともに、宿泊施設の充実を図り、観光入込み客数の拡大を目指します。

さらに、隣接市町村や県内・県外も含めた広域市町村との連携を更に強化し、魅力的な広域観光エリアづくりを継続的に進めるとともに、サイクルツーリズムの推進や教育旅行誘致などの取組を進めます。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
観光入込客数（延べ人数）	１，７０７，８１１人	２，２５５，９３４人
認定新規就農者数（延べ人数）	３４人	４９人

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２ 産業の振興	（９）観光又はレクリエーション	やながわ希望の森公園再整備事業	伊達市	
		霊山こどもの村リニューアル事業	伊達市	
	（１０）過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業 観光	農業後継者育成支援事業・就農支援事業 （市内の農業を衰退させないために、新たな農業の担い手を確保と定着を図る。）	伊達市	
		道の駅管理運営事業 （本市の魅力の発信や各種イベントの開催による賑わいの創出及び休憩の場を提供し地域住民との交流を促進するため、道の駅「伊達の郷りょうぜん」を管理・運営する。）	民間団体	
		観光案内所運営事業 （観光案内所の設置により街中への観光誘客の窓口として観光振興を図る。）	伊達市	
		まちの駅やながわ管理運営事業	民間団体	

	（まちの駅やながわを管理・運営し、梁川の歴史文化施設及びまちなか回遊の拠点として観光情報を発信するとともに、休憩の場を提供し地域住民との交流を促進する。） やながわ希望の森公園維持管理事業 （やながわ希望の森公園の施設管理や支障木伐採等を行い、充実を図る。） 霊山こどもの村管理事業 （霊山こどもの村の施設管理や修繕等を行い、運営の充実を図る。） りょうぜん紅彩館運営事業 （りょうぜん紅彩館の施設管理や修繕等を行い、運営の充実を図る。） 霊山地区観光用施設管理事業 （茶臼山や霊山登山道等の景観維持と付属施設の維持管理を行い、利用者の安心安全を確保する。） つきだて花工房拠点交流事業 （つきだて花工房の施設管理や修繕等を行い、運営の充実を図る。） 月見館森林公園維持管理事業 （月見館森林公園及びせせらぎの里の施設管理や修繕等を行い、利用者の安心安全を確保する。）	伊達市 民間団体 民間団体 伊達市 民間団体 伊達市	
--	---	--	--

(4) 產業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
梁川地域 霊山地域 月舘地域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）のとおりとし、近隣市町村及び関係機関と連携しながら、事業を実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信

今日の高度情報通信ネットワーク社会においては、過疎地域と都市との情報格差を是正するための情報通信ネットワーク基盤の整備、行政手続の利便性向上・地域課題等を解決するためのデジタル技術の活用が特に重要です。

本市の情報通信ネットワーク基盤については、市が整備し通信事業者に貸し付けている I R U 光ファイバー網と通信事業者が整備した光ファイバー網によって、市内全世帯で大容量高速通信サービスを利用できる環境が整備されており、インターネットアクセス環境の向上は、地理的不利性からくる時間、距離の制約や非効率等の問題を克服する可能性があり、日常生活はもとより産業面、教育面、保健・医療面等、様々な分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されます。

そのため、情報通信ネットワーク基盤を有効に活用し、地域の多くの住民がデジタル化によるメリットを享受できるように、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等を対象とした、生涯学習や学校教育での情報教育に加え、気軽に体験や相談ができる機会を増やす等、情報化の利便性を地域住民に幅広く提供できる環境を整備する必要があります。

霊山地域及び月舘地域、梁川地域の一部は山間地のため集落が点在しており、同報系防災行政無線による放送が聞き取りにくい区域があるなど、特に災害時の情報伝達に不安を抱えていることから、新たな防災情報伝達システムの導入が急務となっています。

② 電子自治体化の推進

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法により、自治体の I T 化及び相互連携が義務付けられたことに伴い、電子自治体の実現のために早急な対応が迫られています。また、国が令和 2 年に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」及び「自治体 D X 推進計画」に基づく電子自治体の実現に向けて、住民視点でデジタル技術を活用した行政手続の変革や地域課題の解決等に向けて、体制、基盤などの整備を図る必要があります。

(2) その対策

① 情報通信

高度な情報通信システムを利用可能にするとともに、過疎地域と都市との情報格差を少なくするため、次世代移動通信基盤システム（5 G）エリアの拡大や無料 W i - F i スポット設置等の情報通信基盤整備について、民間通信事業者等の関係機関に働きかけを行います。

また、地域デジタル社会形成のため、高齢者など多くの住民がデジタル社会の恩恵を実感することができるように情報教育や相談の場を設置するなどの支援を行います。

霊山地域及び月舘地域、梁川地域の一部は山間地のため集落が点在しており、災害時における情報伝達に不安を抱えています。災害情報をより確実に伝達するため、同報系防災行政無線、Lアラートの活用、登録制メール、市ホームページや S N S による情報発信に加え、市独自の防災アプリを構築し、複合的な情報発信を行います。

② 電子自治体化の推進

電子自治体化の実現に向けてデジタル技術を活用し、スマートフォンなどから各種の届出手続がデジタルで完結するオンライン申請、複数の手続・サービスのワンストップ化などの業務変革を図り、住民サービスや利便性の向上に努めます。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
デジタル支援講座、巡回相談会などの開催	０回	１９回

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３ 地域における情報化	（２）過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域情報化推進事業 （デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を構築するため、高齢者等に対するＩＣＴの利用支援、デジタル支援サポーターの育成等を実施する。）	伊達市	

５ 交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

① 道路

ア 国道、県道

梁川地域の道路網は、広域幹線道路である国道３４９号と幹線道路の主要地方道浪江国見線及び県道６路線により他地域との連携軸として、道路ネットワークが形成されています。

国道３４９号の梁川バイパスは、復興を支援するとともに、市街地の交通混雑解消と緊急輸送道路の機能強化及び地域間の連携強化を図るものとして、整備が進められています。

この国道３４９号は、他地域と連携する重要な路線であり、宮城県丸森町へ至る県境区間については、阿武隈川の増水時には冠水により通行不能となり、幅員も狹隘で屈曲が続くため、対面通行ができない状況であります。宮城県側においては、令和元年東日本台風の被害により、国道３４９号の丸森地区を対象に「山側への別ルート」で災害復旧事業に着手されました。県境を越えた交流促進と活性化、利用者の安全な通行の確保を図るため、福島県側も遅れることなく早期の改良整備が必要であります。

また、幹線道路である全ての県道については、幅員狹隘箇所を整備することにより、生活道路としての安全で快適な道路網の形成、中山間地域の災害や緊急時等に対応した宮城県丸森町や白石市とのアクセス道路としての拡幅整備の充実が求められています。

霊山地域の道路網は、主要幹線道路である東西方向の国道１１５号と南北方向の国道３４９号を骨格とし、令和３年４月に全線開通した相馬福島道路は、東北縦貫自動車道と常磐自動車道を結ぶ高規格幹線道路であり２箇所のＩＣが設置されました。この整備により、相馬

市と福島市を結ぶ主経路となり、人やモノの流れを変え、生活道路や物流道路として、新たな地域活性化の起爆剤となることが期待されています。これらを幹線道路として、主要地方道、一般県道、市道が接続し、道路ネットワークが形成されています。

国道３４９号の掛田バイパスは整備がなされており、国道１１５号については、中通りと浜通りの相双地区を結ぶ路線であり、今後も、現道が沿線地区住民の主要な生活道路あることには変わりなく、アクセス道路として一層重要性が増している状況であります。しかしながら、国道１１５号及び県道については、山間部において急カーブが続き幅員が狭隘のため災害に対しても脆弱であり、安全な通行に支障をきたす急勾配区間や通行不能区間、そして歩行者の安全が確保されていない区間があり、早急に改善する必要があります。

月舘地域の道路網は、国道３４９号と国道３９９号の２路線と県道４路線を基幹とし、交通ネットワークを形成しています。

国道３４９号は月舘地域を南北に縦断する地域連携上重要な路線です。県北地方の経済、文化、医療施設が集中する県都福島市、並びに本市と密接な関係にある近隣市町村への連絡道となっており、御代田バイパスの整備により、急カーブやすれ違い困難箇所が解消され、沿線住民や道路利用者の安全で安心な通行確保がなされています。

今後、月舘地域中央部の公共公益施設、商店等が集中する市街地中央より東部山系を横断し浜通りへ至る国道３９９号及び県道は急坂、急カーブのために通行危険箇所が多数あるため早急な整備が必要です。さらに、月舘字町地内の月見橋から御代田字関ノ下地内の御代田バイパス交差点までは幅員が狭く、未整備のために歩行者との混合交通で、特に朝夕の通通勤時間帯には車両等が集中し、非常に危険な状況にあり早急に整備する必要があります。

イ 市道

市道については、舗装の維持管理を行うため、平成２６年度から路面の劣化や変状について現状を把握する路面性状調査を実施しており、道路橋においては、平成２８年度より、橋梁の耐荷性や耐久性に影響する損傷の早期発見と、常に良好な状態に保全することにより安全かつ円滑な交通を確保するための橋梁定期点検を実施しています。

現在、本市が管理する道路は約１，３００ｋｍあり、舗装や道路橋を含めた道路施設の経年劣化が進んでいる路線が非常に多い状況となっております。

梁川地域の市道については、主要な生活道路において、通過交通の排除や狭隘区間の解消を図るとともに、歩行空間の確保や街路灯・防犯灯の適正設置を進め、安全で快適な生活道路網の形成を図る必要があり、緊急時の対応や防災にも配慮した機能としての、中心市街地の幹線道路を整備し、安全で快適な道路網の形成が必要でもあります。

国道３４９号を連携軸としての交通網の機能強化と、県道と市道が一体となった計画的な道路整備により、周辺環境の安全で快適な道づくりに取り組んでいくことが重要となります。地域東側の山舟生地区や白根地区などの里山集落地については、生活道路や排水施設等の基盤整備や生活利便性の向上に努め、豊かな自然環境を有する地区は、共生する集落環境の維持・向上に努め、災害時においては、緊急時迂回路の確保など、中山間地域における孤立対策の強化を図る必要があります。

霊山地域の市道については、相馬福島道路の霊山ＩＣの整備を契機とし、中心市街地

と周辺集落との結びつきや県立自然公園霊山をはじめとする観光レクリエーション拠点間の連携強化、地域振興と活性化、生活利便性の向上、防災性の向上を図るため、体系的な幹線道路ネットワークの再編・強化を図る必要があります。市街地や集落地における生活道路の整備、商店街の活性化や地域の賑わい空間の形成を目指した歩行者に配慮した生活道路としての改善、交通安全対策の充実として、街路灯・防犯灯の設置や、地域ぐるみの防犯体制の強化により、住みやすいまちづくりを促進することが大切です。

また、市街地周辺の里山集落地や山間の霊山地区や石戸地区などの中山間地域については、山間農村地域における災害時孤立対策の強化を図るため緊急時の迂回路の確保、生活道路や排水施設等の基盤整備や生活利便性の向上を図るための道路整備を進める必要があります。

月舘地域の市道については、国道349号、国道399号等の地域の主要幹線道路を軸とした市道が形成されており、自然豊かな里山における農産物や特産物、月見舘森林公園や、つきだて花工房等の既存の交流施設を活用する交通アクセス性の向上を図り、田園・果樹園風景など沿道景観と調和した道路景観の形成を推進し、主要幹線道路に接続する市道の整備と周辺地域との円滑な道路交通ネットワークの確立に向けた道路網の機能強化が必要となっております。

市街地や集落地の一部では、狹隘道路や行き止まり道路が数多くあり、地域の主要な生活道路の改善や、狹隘区間の解消を図るとともに、歩行空間の確保や街路灯・防犯灯の設置充実、地域ぐるみの防犯体制の強化などを進め、安全で快適な生活道路網を形成する必要があります。中山間農村地域については、災害時孤立対策の強化を図るため緊急時の迂回路の確保、生活道路や排水施設等の基盤整備や利便性の向上とともに、防災の視点も踏まえた総合的な道路交通網の確立が重要となっています。

ウ 農道

農道の整備は利用者数や利用区域が限定されることから市道に比べ整備が遅れている状況にあります。特に山間部の耕地は平坦地に比べ急勾配で面積が少ないことから生産基盤整備も遅れており、農道の整備や維持管理の要望も一部あります。

エ 林道

林道の整備については、放射性物質の影響により森林整備が立ち行かなくなり林道が利用されなくなってきたり、また、林業自体が低迷している現状もあり整備は遅れている状況にあります。

② 交通確保対策

路線バスは、福島交通株式会社による路線バス（生活交通路線バス）が11路線、市が委託しているコミュニティバス（市町村代替バス路線）が3路線運行されています。コミュニティバスは、路線バスの廃止代替措置として運行しています。

規制緩和に伴い、路線バス等への参入・撤退の自由が認められたものの、過疎地域での路線バスの運行は採算的に厳しく、自治体からの赤字補てんに頼る部分が年々大きくなってきています。地域としても、高齢者や児童・生徒等をはじめとする地域住民の日常生活に不可欠な交通手段として、生活路線バスに頼る部分が大きいのも事実です。

高齢者の移動手段の確保や商店街の活性化、公共交通不便地域などの解消を図るため、デマンド交通（定路線型・区域運行型）を運行しており、一部の定路線型は、路線バスの廃止代替措置として運行しています。一方で、利用者数の減少や運行経費が増加しているため、持続可能な運営体制の検討が必要な状況にあります。

梁川地域は、阿武隈急行線が運行されています。阿武隈急行株式会社が地域の公共交通機関として適正な運営を行い、その経営収支、サービスの改善及び保安度の向上を図るため、沿線自治体と協調して支援が必要です。

今後は、将来の財政負担も考慮し、地域の実情に応じた適切な交通サービス体制の検討を進める必要があります。

（２）その対策

道路は生活及び生産基盤の大きな要素の一つで、地域の活性化、産業・経済の振興、若年層の定住化促進のためには基幹道路となる国道の早期整備、危険箇所の解消並びに各種開発計画及び農林業振興施策と整合するよう道路網を整備し、生活基盤の整備を図ります。

また、市道は生活と密着した道路であり、事業施行に際しては各集落の地域特性を考慮しゆとりと潤いのある道づくりを推進します。

① 道路

ア 国道、県道

国道・県道は梁川地域、霊山地域及び月舘地域の道路網の骨格をなす道路であり、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通体系及び経済、文化、医療、教育等の諸施設が集中する福島市をはじめ、梁川地域、霊山地域及び月舘地域と密接な関係にある近隣市町村へ至る生活、産業の基盤となる重要な路線であり、早期の整備が図られるよう国、県に対し要望します。

イ 市道

現在、舗装や道路橋を含めた道路施設の経年劣化が進んでいる路線が非常に多い状況であるため、将来、影響を及ぼすと想定される損傷の計画的な対策を進め、道路施設の劣化進行を抑制するなど、予防保全を基本とした道路施設の老朽化対策を推進します。

幹線市道は、国・県道を補完するとともに、その他の市道の基本路線となる道路であり、未改良区間の早期整備を推進します。

また、生活道路や排水施設等の基盤整備と、防災の視点も踏まえた総合的な道路交通網の確立を推進し、歩行者や自転車利用者に配慮した空間の確保や街路灯・防犯灯の適正な設置を進め、安全で快適な生活道路網の形成を推進します。整備済路線については、各種開発計画及びその後の交通量、利用実態に即した道路整備を推進します。

山間部に点在する小集落間及び幹線道へ連絡する市道は、日常生活に最も密着した道路であるため、災害時孤立対策の強化を図るため緊急時の迂回路の確保や効率的な整備を促進し安全で快適な生活道路網の形成を推進します。

ウ 農道

農業生産基盤整備や生活環境整備、並びに各種施策と整合のとれた農道の整備を図り

ます。

エ 林道

森林の持つ公益的機能の維持と林業再生による地域雇用を図るため、林道整備を進めながら、引き続きふくしま森林再生事業に取り組みます。

② 交通確保対策

バス路線の維持・確保を図るため、福島交通株式会社が運行する広域的バス路線を支援するとともに利用促進運動を展開し、地域の実情に応じた柔軟な対応を進めます。また、交通弱者の移動手段の確保を目的としたデマンド交通のさらなる普及推進を図ります。

阿武隈急行線の安心・安全な運行の支援と阿武隈急行線の利用促進を目的とした広域連携事業を実施します。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
路線バス利用者数	７０７，４６５人	８４０，０００人
デマンド交通（区域型）の利用者数	４３，４２４人	５０，０００人
阿武隈急行乗車数（市内１０駅）	３９６，９４５人	５８１，８６８人

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
４ 交通施設の整備、 交通手段の確保	（９）過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	バス路線運行事業 （日常生活に必要なバス路線の運行維持を図るため、乗合バス事業者に対し、補助金を交付する。）	伊達市	
		新多目的交通システム事業 （交通不便者の足の確保及び商店街の活性化を図るため、電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し、補助金を交付する。）	伊達市	
		公共交通対策事業 （県内各関係市町村等で組織された公共交通機関協議会等へ参画し、関係自治体との連携を図る。）	公共交通協議会	
		阿武隈急行支援事業 （日常生活に必要な阿武隈急行線の運行維持を図るため、阿武隈急行株式会社に対し、補助金を交付する。）	伊達市	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

梁川地域、霊山地域及び月舘地域の水道は、梁川地域は昭和32年に上水道として、霊山地域は昭和38年、月舘地域が昭和46年に簡易水道として給水を開始し、平成25年に簡易水道を統合し伊達市水道事業となっています。

水源は、平成19年から、福島地方水道用水供給企業団の本格給水に合わせて全量受水しています。

梁川地域は、福島地方水道用水供給企業団から南中峯配水池、堰本配水池、五十沢配水池で受水し、梁川、栗野、堰本、白根、山舟生、富野、五十沢、東大枝地区に給水しています。

霊山地域の給水区域は、掛田配水池から自然流下による配水可能な地域までの拡張事業として平成21年度に完了しています。その後、原発事故による避難勧奨地点であった霊山町上小国地区について放射能汚染や地域コミュニティ回復の対策として平成26年度から国の福島再生加速化交付金事業に取り組み、水道施設整備を行いました。

月舘地域は、福島地方水道用水供給企業団から上手渡配水池で受水し、月舘、糠田、上手渡、下手渡地区に給水しています。また、布川、御代田地区は旧月舘簡易水道水源を廃止し、掛田配水池系の区域として平成24年10月から段階的に切替え、平成25年11月に全面切替えとなりました。

今後、地域の人口減少が進み、水需要が減少することによる水道料金の減収と、老朽化した管路の更新や耐震化の対応等、多岐にわたる建設投資需要の増加が同時に進行することが予想され、厳しい経営状況のもと、水道施設の更新事業の推進は極めて困難な状況になることが懸念されます。

② 廃棄物処理施設

ごみ処理及びし尿処理は、一部事務組合で行っています。ゴミ減量化と限りある資源を有効に活用するためのリサイクルをはじめとした循環型社会への移行は、最重要課題です。

リサイクルに関する法律が整備され、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法などにより分別収集やリサイクルが本格的に取り組まれており、一般廃棄物の処理は、可燃物、不燃物、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラス瓶（無色・茶色・その他のガラス瓶）、粗大ごみ、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック、雑誌）の7区分14品目に分別されています。委託業者により各指定収集所から収集運搬し、伊達地方衛生処理組合清掃センターに搬入処理しています。古紙類は、専門の取扱い業者に搬入しています。

③ 汚水処理施設

霊山地域及び月舘地域、梁川地域の一部においては、集落が散在しているため汚水処理方法として合併処理浄化槽による普及促進を図っております。生活雑排水などの汚水は、水路や河川などの水質汚濁の大きな原因となっており、これらの改善と生活環境の向上を図ることが急務となっています。そのためには、生活雑排水の適切な処理等について住民の理解を得るとともに、地域の特性や経済性を考慮したうえで合併処理浄化槽の普及促進を図ることが重要です。

④ 消防施設

梁川地域、靈山地域及び月舘地域の消防施設は、消防屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車を整備し、消防の機動力強化を図っています。しかし、消防施設、機械器具の充足率は満たしているものの、老朽化等による計画的な更新が必要です。消防水利については、特に中山間地における消防水利が不足している状況にあります。また、消防団については、団員の就業構造の変化に伴い、地域外での就労が多くなり、有事出動や消防活動への対応が憂慮されるところであり、団員の確保とともに地域防災力の整備が迫られている状況にあります。

⑤ 住宅

中山間地域が比較的多い地域や第1次産業従事者が多かった地域の人口減少が著しい状況であり、就職等を機に地域外へ転出する若年層が増加しています。

住宅の現況を見ると持ち家率は高いものの、その住宅の多くは老朽化しており、建替えを希望する人も少なくない状況です。なかでも、山間部に建設されている住宅の所有者は、建替えを機に移転を考える場合もあり、低廉で良質な宅地を求めています。

月舘地域では平成12年度から「つきだて夢見の郷」として全60区画の宅地造成事業を進め、令和3年3月末現在、57区画が販売済となっています。

また、人口減少・高齢化の進行、建物の老朽化等に伴い、使用されていない空き家等が全国的に増加しており、建物の不適切な管理による安全性の低下、環境衛生悪化、景観阻害等の問題が発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事例が見られます。今後、空き家等の数が増加するとそれらの問題が一層深刻化することが懸念されており、本市でも早急な対応が必要です。

⑥ 公営住宅

本市は約690戸の公営住宅を管理し、このうち半数が梁川地域に設置されています。

梁川地域における公営住宅の戸数は充足していますが、公営住宅の入居率が減少する一方で民営の借家世帯の割合が増加している傾向にあります。靈山地域は、公営住宅の入居率は高く、民間借家世帯は増加傾向にあります。月舘地域は、持ち家率が比較的高く、公営住宅の入居率と民間借家世帯は共に減少傾向にあります。

⑦ 公園

梁川地域には、やながわ希望の森公園と栗野地区外6地区に小規模な公園があります。靈山地域は、靈山県立自然公園、靈山湧水の里森林公園、茶臼山公園など緑豊かな自然環境に優れた公園が整備されています。また、月舘地域には、月見舘森林公園と布川外2地区に小規模な公園があります。

地域住民が身近に利用できる公園としてのみならず、レクリエーションの場、災害時の避難場所、地域住民の交流の場、潤いの場として公園整備を図る必要があります。

⑧ 交通安全

少子高齢化の進行に伴い、交通安全環境が変化してきており、高齢者が被害者となる事故が増加しています。あわせて、高齢者が加害者となる事故の防止も求められています。

(2) その対策

① 水道

地域住民が健康で快適な生活を送るためには、安全な水を安定的に供給することが必要不可欠です。給水区域内の普及率向上を目指すと共に、水道未普及地域は、既存の飲料水確保支援事業制度（井戸掘削事業）や、水道水の宅配事業による生活用水の確保に向けて、日常生活に支障をきたすことの無いように取り組みます。また、布設後40年を経過した石綿セメント管を対象に、漏水や修繕が増加している路線を優先的に耐久性や耐震性の優れた管に更新し安定供給に努めます。

また、伊達市水道事業投資・財政計画に基づき効率化・経営の健全化と水道施設の維持管理に努めます。

② 廃棄物処理施設

大量生産、大量消費、その一方で増え続ける大量の廃棄物という使い捨て文化の社会から、ごみの排出抑制、ごみの減量化、再資源化及び有効利用を図る循環型社会へ移行し、生活環境保全のために、市民、事業者、行政が一体となって清潔で快適なまちづくりを推進します。

ごみの資源化・有効利用の手段として、集団で古紙回収する団体に対して市廃棄物減量化資源化支援事業により、奨励金を交付します。

不法投棄対策として、引き続き廃棄物不法投棄監視員を配置し、監視カメラ・不法投棄防止看板設置や広報誌配布などを通じて、意識啓発を図り、不法投棄対策を推進します。

③ 污水处理施設

梁川地域、霊山地域及び月舘地域の污水处理方法としては、集合処理方式ではなく合併処理浄化槽による個別処理方式とし、污水处理普及率を向上させます。そのために、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）を活用し、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付して普及促進を図るとともに、広報誌等により生活雑排水の適切な処理や、合併処理浄化槽設置後の適切な維持管理等について住民意識の啓発に努めます。

④ 消防施設

消防施設整備については、老朽屯所の改築と消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車の更新に努めます。消防水利については、防火水槽の新設、修繕に努めます。消火栓については水道事業との連携により増設に努め、消防水利基準を充たすよう計画的に整備します。また、消防団員の日中不在による消防力の低下には、消防団OBなどによる協力組織の検討、仕組みづくりを行います。

⑤ 住宅

若年層や子育て世代、U・I・Jターン者の定住化促進対策として、民間活力を活かした住環境の整備について検討します。また、高齢者が安心、快適で自立した生活を送るためのリフォーム等によるバリアフリー化を進めるため、国県等の助成制度の積極的な利活用を図ります。

宅地購入希望者の要望に応えるため、個性豊かで、良質で魅力のある「つきだて夢見の郷」をPRし、その販売を進めます。

また、空き家が多く発生し、近隣住宅や地域住民の生活環境等に深刻な影響を及ぼす密集市街地においては、空き家の利活用等を含めた空き家対策の検討を進めます。

⑥ 公営住宅

公営住宅の管理方針として、耐用年数を超過した老朽公営住宅については、維持管理と段階

的用途廃止を進め集約化していくとともに、耐用年数を経過していない公営住宅については、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて長期的な視点による改善と居住水準の向上を図っていきます。

霊山地域の公営住宅については、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、長期的な視点による改善と居住水準の向上を図っていきます。月舘地域の公営住宅すべてが耐用年数を経過し老朽化していることから、地域需要を踏まえて、公営住宅の維持管理をしていきます。

今後、低所得者や高齢者等の住宅確保が難しい方が増加する見込みにあります。民間の空き家等を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」の導入を検討します。

⑦ 公園

地域住民が身近に利用できる公園の維持管理を進めるほか、スポーツ・レクリエーション活動の場の整備を推進します。老朽化した設備等については、修繕を図り、利用者を増やす手段を講じます。

⑧ 交通安全

交通安全協会をはじめとした関係団体と連携し啓発活動を行い、市民へ交通事故防止を呼びかけるとともに、交通教育専門員を配置し、児童、生徒の登校時の街頭指導、入学前の園児及び高齢者などを対象とした交通教育・交通教室を開催します。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
交通事故発生件数	４８件	４２件

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５ 生活環境の整備	（７）過疎地域持続的発展特別事業 その他	【再掲】農地付き空き家バンク事業 （田園回帰等の移住促進のため農地付き空き家バンクの運用を行う。）	伊達市	
		交通安全対策事業 （市民を交通事故から守るため、交通安全運動の啓発・啓蒙を図る団体に対し、補助金を交付する。）	伊達市	
		交通教育専門員設置事業 （交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通教育専門員を配置する。）	伊達市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

各々のライフスタイルや社会の変化の中で子育てを家庭にのみ委ねることは子育て家庭、特に母親の負担が非常に大きなものとなります。かつては地域で子育てを支えていましたが、もともとの少子化に加え、若い世帯を中心とした市外への流出があります。少子化の急激な進行は、過疎地域にとって地域の基礎を揺るがす大きな問題です。

今後の地域の将来を支える子どもたちの健全な成長を考えると、仕事と子育ての両立ができ安心して子育てができ、地域全体で子育てを支援できるよう、児童福祉施設の整備をはじめとした施設の有効活用等が極めて重要な課題となっています。子どもたちに健全な遊びの場を与え、集団的に養育しながら情操を豊かにすることは重要なことです。これまで、認定こども園の建設等の施設整備をはじめ、保育時間の延長等の乳幼児保育、放課後児童クラブにおいては、小学校の空き教室の活用や施設整備に取り組んできました。

② 高齢者福祉

住民基本台帳人口では、令和3年3月31日現在の梁川地域における高齢者人口は6,156人（市全体21,082人）、高齢化率は38.8%（市全体35.8%）、霊山地域では高齢者人口は2,929人、高齢化率は43.5%、月舘地域では高齢者人口は1,426人、高齢化率は46.5%となっており、市全体と比較しても過疎地域での高齢化が進んでいます。

高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、また、認知症の高齢者も増加しているため、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。

過疎地域における介護保険サービス事業所については、市街地の地域に比べて事業所数が少なく、訪問介護、訪問看護、グループホームなどのサービスは他の地域や市外の事業所も利用している状況にあります。

③ 障がい福祉

障がい者が地域で自立して生活するための対策や、社会環境の変化に伴う障がい者の社会への参加を図るための対策が求められています。障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の自立支援のための相談支援、地域活動支援等の事業の実施や、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス基盤の充実を図ることが必要です。

④ 地域福祉

行政機関、社会福祉協議会、社会福祉施設や地域福祉に関する活動を行う団体と地域に住む住民が一緒になって、地域の福祉ニーズをいち早く把握し、その実情に合った福祉サービスを提供する体制を整備し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる地域社会をつくりあげていくことが必要です。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

ア 保育サービスの充実

乳幼児の人間形成、健全な心身の育成等充実した保育を推進するため、保育時間の継続延

長を図ります。

イ 児童の健全育成について

屋内遊び場等の施設を活用し、児童に健全な遊びの場を与え、集団生活の中で健康的に、そして情操豊かな子どもたちを育成します。

ウ 子育て支援対策について

子育てについての相談や、0歳児から就学前の乳幼児を対象とした発達段階に応じた総合的な子育て支援の充実を図るため、ネウボラ保健師を中心とした専門職による妊娠期からの切れ目のない支援や認定こども園、子育て支援センターの運営維持に努めます。

また、放課後児童クラブ活動の支援等の放課後児童健全育成事業を推進し、より充実した学校外活動での健全育成と保護者の保育の負担軽減を図ります。

子どもたちの居場所づくりのため、子ども食堂等の設置に取り組み、地域の特性を生かした全世代型の子育て環境の構築を目指します。

エ 少子化対策について

子ども・子育て支援事業計画に沿って、家庭や地域社会における子育て機能の再生を図る等、子育ての社会化と若い世代への支援を行い、ハード、ソフト両面から少子化対策の各種施策に取り組みます。

② 高齢者福祉

ア 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年に向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが求められています。地域包括ケアシステムの構築は、行政や医療、介護サービスなどの事業者だけでの取組ではなく、市民一人ひとりが市の現状や課題について理解し、市民による取組と行政等による公的サービス・支援の整備を組み合わせながら、高齢者の暮らしを地域で支える取組を総合的に進めることが重要になります。

本市における地域包括ケアシステムは、自らの健康管理など自分でできることは自分で行うことをベースに、お互いに助け合い、また専門的なサービスが必要な場合には介護保険や医療保険といった社会保障制度や行政が提供する福祉サービスを組み合わせながら、地域が一体となって、高齢者の生活を支える「地域が家族になる」ような体制を構築・推進することで、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまち」を目指します。

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関です。梁川地域、霊山地域及び月舘地域の支援体制の整備に向け、梁川地域包括支援センター及び霊山・月舘地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、支援が必要な人に必要な生活支援サービスが提供できる体制の構築を支援するとともに、住民運営による通いの場の充実を図り、人と人とのつながりによる地域づくりを推進します。

イ 健幸都市実現に向けた取組

これまで本市では、少子高齢社会への対応として、「健幸都市（SWC）」の実現を目指し、予防対策を重視した健康づくり施策を展開してきました。引き続き、健幸拠点での健康づくり事業や、毎日の歩数や健診受診等で取得したポイントに応じてインセンティブを付与する「だてな健幸ポイント事業」、誰でも気軽に筋トレやストレッチができる健康器具の設置・活用など、健康の維持・増進に向けた取組を推進します。

また、平成26年度から導入した元気づくりシステムにより、身近な集会所等で気軽に参加し、地域住民の主体的な運動の習慣化を起点に、健康増進や介護予防など様々な分野に効果を発揮する取組を推進します。令和3年4月現在、霊山地域は15箇所、月舘地域は10箇所、梁川地域は50箇所活動しています。令和9年度までに約140箇所での展開を目指して、引き続き支援を継続していきます。

ウ 生活を支える地域づくり

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等のさまざまなニーズに対応するため、ボランティアや地域組織等の地域全体で高齢者を支える体制づくりを行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。また、高齢者が高齢者を支援する活動の仕組みづくりを推進するとともに、地域活動の場や関係団体・組織についての情報提供等の支援を行うことにより、発掘・育成した人材の活動への参加や新たな活動主体の組織化を促進します。

本市や社会福祉協議会の事業及び民生委員の日常活動を通して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の実態を把握し、誰もが安心して生活ができる地域づくりの体制を整備することにより、見守りの必要な人や社会的に孤立している人の安否確認等の日常的な見守り活動を進めます。また、地域の福祉会や社会福祉協議会等が主体となって実施する活動の継続を支援し、福祉活動の充実を図るとともに、地域が家族のような地域内共助を推進し、公助が担うべきサービスを精査しながら、必要なサービスの提供を確保していきます。

エ 介護予防の推進と介護サービスの充実

要支援・要介護状態の予防、軽減及び悪化防止のため、高齢者筋力トレーニングにより、運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を含め、高齢者の低下した生活機能の向上を支援します。

また、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で在宅生活をできる限り継続できるよう、居宅サービスの普及を促進するとともに、医療を必要とする要介護者の在宅療養支援の充実を図るため、訪問看護等の医療系サービスの基盤強化を推進します。

地域密着型サービスについては、認知症高齢者をはじめ、在宅介護を受ける高齢者やその家族が、住み慣れた地域で可能な限り生活し続けることができるよう、地域特性を踏まえた効果的なサービスの提供に取り組んでいきます。

施設サービスについては、特別養護老人ホームの入所希望待機者数が、本市内での整備に関わらず減少が認められないため、他市町村の施設整備状況と高齢者のニーズを踏まえ、状況に応じて検討します。

オ 生きがいつくりと社会参加の促進

趣味や教養を身に付ける生涯学習にとどまらず、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等、学びを通じた生きがいにつながる機会の創出とともに、自ら身に付けた学びを地域活動に活かす広がり支援します。また、ボランティア活動や交流会等の仲間づくり活動や、地域活動の実践に向けた支援を行います。

高齢者サロンやふれあい活動を通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していく等、地域活動への積極的参加を促すことを推進します。また、講座等を通じて学んだことを地域で発揮できるよう、ボランティア活動に関する情報発信やマッチング機能の充実を図ります。

カ 運転免許返納支援

運転免許の自主返納を促進し、交通事故の減少及び交通手段の確保を図ります。

③ 障がい福祉

ア 地域生活支援事業の推進

障がい者等の自立支援のための事業を円滑に推進するため、障がい福祉計画に基づき、障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発事業の充実努めます。

イ 生活環境整備の推進

公共施設におけるバリアフリー対策に積極的に取り組むとともに、家庭や地域においてもユニバーサルデザイン推進のための普及啓発に努めます。

ウ 社会参加と交流活動への支援

障がい者の社会参加を促進するために、障がい者のスポーツや文化・レクリエーション活動等、交流活動への支援を図ります。

エ 雇用・就労活動の支援

障がい者が地域において自立して生活するには、経済的基盤の確立が重要です。そのため、障がい者就労支援専門員を活用し、事業者に対して雇用の啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、就労に関する情報の提供、職業相談の充実、職業能力の訓練等の支援に努めます。

オ 保健・医療等の確立

難病患者や精神障がい者については、保健・医療・福祉の各分野の連携に加え、近隣市町村とも連絡・調整を図り、広域的な支援体制の確立に努めます。

④ 地域福祉

地域福祉計画に基づき、地域の福祉ボランティアの育成や組織の強化を図ります。また、民生委員・児童委員や伊達市社会福祉協議会との連携の強化により、地域福祉ネットワークの充実を図り、地域の実情に合った福祉サービスの提供体制整備に努めます。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
子育て支援策等の利用者数 (実人数)	247人	350人
お達者年齢	男 82.58歳 (平成28年度) 女 85.68歳 (平成28年度)	男 82.85歳 女 86.14歳
運動習慣者の割合	31.6%	40.0%

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	SWC整備事業（白根地区健康拠点施設整備事業）	伊達市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	伊達市版ネウボラ事業 （妊産婦と乳幼児を対象に、子どもの健やかな成長のため専門職による継続的な切れ目ない支援をする。）	伊達市	
		こどもの遊び場維持管理事業 （子どもたちの心身共に健やかな成長を図るため、遊び場の運営を行う。）	伊達市	
		民営放課後児童クラブ活動支援事業 （子どもたちの健やかに成長できる環境づくりを支援するため、民間の放課後児童クラブを実施する団体に対し、補助金を交付する。）	伊達市	
		地域子育て支援事業（子育て支援センター） （子育て中の親子が気軽に遊び、交流できる場を提供するため、子育て支援センターの運営を行う。）	伊達市	
	高齢者・障害者福祉	掛田まちなかサロン運営事業 （世代を超えて連携した地域づくりを促進するため、掛田まちなかサロンの運営を行う。）	民間団体	
		運転免許返納支援事業 （運転免許の自主返納を促進するため、免許返納者に優待証と割引券を交付し、返納後の支援を行い、割引額を事業者に補助する。）	伊達市	
	健康づくり	健康運動習慣化支援事業 （生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、運動習慣化を推進する。）	伊達市	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

梁川地域には11の医療機関（内科5、歯科6）、霊山地域には3つの医療機関（内科2、歯科1）、月舘地域には2つの医療機関（内科1、歯科1）、がありますが、一部の専門診療科がないことから、市内の他地域や市外の医療機関を利用せざるを得ない状況となっています。休日の診療については、伊達医師会への委託により確保している状況ですが、通院するにしても交通の便が悪い等の問題を抱えています。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、医療機関において人員・物資の大幅に不足が生じたことに伴い、感染症大流行時の対策が急務となっています。

一方で、健康づくりのため、各種健康教室等を通して健康についての相談・指導活動を行っています。地域における健康づくりには、個人、家庭、学校、職場、行政、地域が一体となり連携を図りながら継続して推進するとともに予防及び早期治療の啓発活動等の展開を通して健康づくりに努める必要があります。

(2) その対策

地域内医療機関の医師の確保については、長期的な展望に立った医療を考えながら広域的な取組として、後継者を含めた医師の確保に努めていきます。さらに、救急医療体制の整備を図るとともに、医療機関等への交通を確保するため、公共交通体系の確立を図ります。

また、生涯を通じての健康づくりを進めるため、医療、福祉と連携を深めながら、住民に密着した総合的な健康相談、健康教育、検診等を実施します。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
路線バス利用者数	707,465人	840,000人
デマンド交通（区域型）の利用者数	43,424人	50,000人
阿武隈急行乗車数（市内10駅）	396,945人	581,868人
お達者年齢	男 82.58歳（平成28年度） 女 85.68歳（平成28年度）	男 82.85歳 女 86.14歳
運動習慣者の割合	31.6%	40.0%

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	【再掲】バス路線運行事業 （日常生活に必要なバス路線の運行維持を図るため、乗合バス事業者に対し、補助金を交付する。）	伊達市	
		【再掲】新多目的交通システム事業	伊達市	

		(交通不便者の足の確保及び商店街の活性化を図るため、電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し、補助金を交付する。) 【再掲】阿武隈急行支援事業 (日常生活に必要な阿武隈急行線の運行維持を図るため、阿武隈急行株式会社に対し、補助金を交付する。) 【再掲】健康運動習慣化支援事業 (生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、運動習慣化を推進する。)	伊達市	
			伊達市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

核家族化、少子高齢化等、幼児を取り巻く環境の著しい変化は、幼児の生活にも大きな影響を与えています。家庭や地域社会において、同年代の幼児による集団での遊びや自然とのふれあい等、幼児期にふさわしい生活に関わりをもつ直接体験の機会が少なくなってきました。

このような状況から、幼児期の特性をふまえて人との関わりや自然とのふれあいを重視した教育が大切であり、その取組の充実を図る必要があります。

② 学校教育等

義務教育施設は、梁川地域には小学校3校、中学校1校、霊山地域には小学校3校、中学校1校、月舘地域には小中一貫校1校がありますが、児童・生徒数は年々減少しています。中には複式学級が設置されている学校もあることから、「伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、学校規模の適正化や適正配置に取り組んでいきます。

一方で、適正配置の結果、統合等により廃校となった施設については、学校が地域コミュニティの中心であることから、その機能を失うことなく地域のプラットフォーム機能を残した施設としての活用を検討する必要があります。

また、高等学校教育については市外に通学する高校生も一定程度いるため、遠距離通学をせざるを得ない子を持つ保護者の負担軽減のための支援が必要です。

③ 生涯学習・社会教育

余暇時間の増大等により、個々に自分を豊かにする学習や地域を豊かにする学習を、生涯にわたり実行する生涯学習が求められるようになりました。さらに、それぞれ地域の住民であることを誇りに、その地に住むことを希望するまちづくりが求められています。

そのために、幼児期から高齢期に至るまで、あらゆる機会を利用して、地域の良さを活かす

ための生活課題や学習要求に応じた学習を続けていくことが必要です。

また、地域の子どもたちの生きる力を育むために、家庭、学校、地域社会との連携を深め、教育力の向上を図ることが大きな課題となっています。

今後、地域の活性化と個性豊かな地域づくりを目指して生涯学習を推進するとき、社会教育は、その中心的な役割を担う必要があることから、教育委員会や地区の交流館を中心として、地域住民の教養の向上と健康の増進、情操のかん養等に努めるため、住民の自発的活動の促進、高齢者の社会参加、地域間交流を促進する事業を展開していく必要があります。

④ 健康・スポーツ

余暇時間の増大と高齢化が進む中で、生涯を通じた健康づくりと人生をより豊かにするため、生涯を通じたスポーツ活動の必要性は益々高まっていますが、スポーツ活動が定着、浸透されていない現状にあります。一市民一スポーツの実践を提唱し、健康スポーツの振興に努めてきましたが、今後さらに多様化した地域住民のニーズに対応した事業展開が求められています。

(2) その対策

① 幼児教育

ア 幼児期にふさわしい生活を展開し、個人、社会生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける生きる力を育む教育の実践に努めます。

イ 預かり保育の充実を図ります。

ウ 就学前保育の充実を図るため、幼稚園、保育園等と小学校との連携を推進します。

② 学校教育等

ア 地域の特色を生かした教育等、地域実態に即した学校経営を推進します。

イ 学校教育振興のため、教材備品の拡充、施設の整備を行います。また、情報化や国際化に対応するため、ＩＣＴ機器の整備及び活用推進のためＩＣＴ支援員の配置、国際交流の推進として語学力向上のため外国語指導助手を配置します。

ウ 児童・生徒数の減少に伴う、学校運営の適正化を図ります。

エ 小・中学校施設は、計画的に耐震補強や改修、維持修繕などを行います。

オ 放課後児童クラブ支援のため、小学校の空き教室の活用により、施設整備を図りながら実施します。

カ 統合等により廃校となった施設は、「伊達市公共施設等総合管理計画」に基づき、地域振興に繋がる施設としての活用を検討します。

キ 遠距離通学の経費が多額となる子どもたちのため、その経費の一部を支援し、経済的負担の軽減を図ります。

ク 学校統廃合により遠距離通学となった児童の安全の確保及び保護者の負担を減らすため、スクールバスを運行します。

③ 生涯学習・社会教育

ア 生涯学習の普及、啓発

地域住民が自ら積極的に生涯学習に取り組む意欲を高めるため、生涯学習の意義や必要性の理解を図るとともに、学習情報の提供、相談体制の充実、学習成果活用のための環境づく

り、学習ニーズに応じた学習プログラムの開発等、諸条件の整備に努めます。

イ 社会教育施設の整備

身近な学習の場として期待されている交流館については、有効利用に努め、利用しやすい環境を整備します。

ウ 地域間交流の促進

基幹小学校にスクールコミュニティを設置し、地域と学校・家庭の連携を強化し児童の健全やかな成長を支援するとともに、小学校施設を利用した市民と児童の交流・学び活動を推進します。

エ 社会参画への機会と場の提供

市民一人ひとりの生きがいと仲間づくりのため、学習成果の発表、活用、生涯学習ボランティアの場の提供を行い、社会参画を目指す生涯学習を推進します。

オ 家庭及び地域社会の教育力の向上

学社連携、融合や地域の社会教育の活性化、家庭、地域、学校が一体となった教育力向上の支援を推進します。

カ 地元学の推進

先人たちが築き上げてきた暮らしや地域を見つめ直し、地域の個性や魅力、そこにしかない文化や資源を大切にし、それを育てながら、地域らしさを追求していく学習活動を推進します。もって、地域を愛する人を育み、住みよい個性ある地域づくりを目指します。

④ 健康・スポーツ

地域住民のニーズを把握し、適切な学習機会や情報の提供に努め、健康・スポーツの機会の拡充を図ります。また、総合型地域スポーツクラブを設置し、競技性だけを求めるのではなく、誰もがそれぞれの体力、年齢、興味、目的に応じて、親しみ、楽しむことができるスポーツやレクリエーション活動を推進します。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
スクールコミュニティ設置数	３箇所	５箇所

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８ 教育の振興	（３）集会施設、体育施設等 その他	交流館整備事業	伊達市	
		スクールコミュニティ改修事業	伊達市	
	（４）過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学支援事業（小学生） （遠距離通学に係る経済的負担及び児童の安全を確保し保護者の負担を軽減する。）	伊達市	
		遠距離通学支援事業（中学生） （遠距離通学に係る経済的負担	伊達市	

		を軽減する。)		
		学校地域支援連携（スクールコミュニティ）推進事業 （地域と学校・家庭の連携を強化し、児童の健やかな成長の支援及び市民と児童の交流・学びの活動を推進する。）	伊達市	
	高等学校	遠距離通学支援事業（高校生） （遠距離通学に係る経済的負担を軽減する。）	伊達市	

10 集落の整備

（１）現況と問題点

梁川地域、霊山地域及び月舘地域の集落の形態は、大きい集落と小さい集落とでばらつきがあり、若年者の流出等で高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみ世帯が増加していることから、集落活動の運営が困難な状況にあります。

さらには、地域連帯感の希薄化もあり集落機能の低下がいわれ、伝統的に受け継いできた文化的な地区行事の保存継承が困難な集落も見受けられます。

しかしながら、それぞれの集落が一定の地理的・社会的条件のもとに形成され、独自の文化によって維持されてきているという事情を有しており、コミュニティ活動を進めるうえで大きな力になっています。

（２）その対策

住民主体のまちづくりに向けて、地域住民や地域自治組織などによる各地域の自主性・主体性を生かした個性的・創造的な取組を推進するため、新たな地域づくりの取組や地域の課題解決に向けた事業等を行う団体への支援、地域コミュニティ活動の拠点である地区集会施設の修繕等を支援します。また、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らすことができるよう伝統文化、生活文化等の振興の取組を推進します。

さらには、総務省の地域おこし協力隊制度を活用した伊達市地域おこし支援員による地域づくり活動への参加を促進し、地域の再生・活性化への取組を推進します。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
地域おこし支援員の活動人数	２人	４人
住民同士の支えあいに取り組む地区	８地区	１０地区

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	（２）過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	【再掲】生き活き集落づくり事業 （都市部住民等多様な主体による地域づくり活動への参加を促進し、地域の再生・活性化への取組を支援するため、地域おこし支援員が担当地区に入り、地域資源の発掘、振興等の活動を行う。）	伊達市	

１１ 地域文化の振興等

（１）現況と問題点

梁川地域、霊山地域及び月舘地域には、数多くの史跡や文化財等が遺されています。また、伝統行事や郷土芸能等も地域固有の文化として受け継がれています。しかしながら、近年の社会情勢の変化や超高齢社会の進展、若年層の減少などの理由から地域の祭り、太鼓、芸能等の伝統文化の継承が難しくなっています。伝承太鼓である霊山太鼓については、霊山太鼓まつりが毎年開催され、伝承を守り続けていますが、指導者の高齢化が進み、後進の育成が課題となっています。

一方、文化財については、国指定の史跡名勝である霊山や伊達氏梁川遺跡群（梁川城跡）、梁川八幡宮、宮脇廃寺跡、国登録文化財となる希少価値の高い旧熊倉家住宅など多くの文化財が残され、これらの貴重な文化財について、その歴史的価値をより明確にするための調査・研究を継続し、活用を進めていく必要があります。また、伝統文化や文化財を後世に守り伝えていくためには、より一層、地域の文化など歴史的財産に対する保護意識の啓発と保存施設の整備等、保護施策の確立が必要となっています。

（２）その対策

文化団体、サークルの芸術文化活動を側面から支援し、育成強化を図るとともに、内外の優れた芸術文化に接する機会の拡充などを推進します。

地域に残された貴重な伝統・文化や芸能に対する地域住民の意識の高揚を図るとともに、文化財の調査と指定を推進し、文化財等の保護に努めます。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
保存活用計画の策定数	２件	３件

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等	（１）地域文化振興施設等 地域文化振興施設	歴史を活用した地域創生事業	伊達市	
	（２）過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	史跡整備保存活用事業 （梁川のまちなか回遊の促進を図るため、史跡等の整備を行う。）	伊達市	

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

大きな被害を与えた東日本大震災は、原発事故をはじめとする甚大な人的・物的・経済的被害をもたらし、大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如を浮き彫りにしました。

これらの問題を解決するために、エネルギー供給のリスク分散や二酸化炭素排出量の削減を図れる、再生可能エネルギー、コージェネレーション等の活用が注目されています。

これまで太陽光発電設備や蓄電池設備の設置等に助成金を支給し、太陽光発電の導入促進を行ってきました。

（２）その対策

地球環境に与える負荷を低減するため、「第２次伊達市環境基本計画」に基づき、環境にやさしい省エネルギーや創エネルギーの取組を推進します。

周辺環境との調和のとれた太陽光発電の導入を検討するとともに、さまざまな再生可能エネルギーの導入についても取り組みます。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
蓄電池補助申請件数	20件	20件

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	（２）過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー推進事業 （再生可能エネルギーを推進するため、住宅用蓄電池を設置した市民に対し、補助金を交付する。）	伊達市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 市民協働のまちづくりの推進

少子高齢社会・人口減少が加速する中、地域社会が抱える課題は多様化し、行政が公共サービスの全てを担うことが困難になってきております。「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の考えのもと、市民と行政が協働するとともに、地域においても「自助・共助・公助」の役割分担が重要になってきています。

(2) その対策

① 市民協働のまちづくりの推進

地域課題を共有し、問題解決に向けて地域自治組織やNPO等と行政が互いに役割を担い合い、地域の特性や魅力を活用した協働のまちづくりを推進します。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	（４）過疎地域持続的発展特別事業	生き活き集落づくり事業 農地付き空き家バンク事業 月舘地域交流施設運営事業	伊達市 伊達市 伊達市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 産業の振興	（10）過疎地域持続的発展特別事業	農業後継者育成支援事業・就農支援事業	伊達市	
		道の駅管理運営事業	民間団体	
		観光案内所運営事業	伊達市	
		まちの駅やながわ管理運営事業	民間団体	
		やながわ希望の森公園維持管理事業	伊達市	
		霊山こどもの村管理事業	民間団体	
		りょうぜん紅彩館運営事業	民間団体	
		霊山地区観光用施設管理事業	伊達市	
		つきだて花工房拠点交流事業	民間団体	
		月見舘森林公園維持管理事業	伊達市	
3 地域における情報化	（２）過疎地域持続的発展特別事業	地域情報化推進事業	伊達市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	（９）過疎地域持続的発展特別事業	バス路線運行事業 新多目的交通システム事業 公共交通対策事業 阿武隈急行支援事業	伊達市 伊達市 公共交通協議会 伊達市	
5 生活環境の整備	（７）過疎地域持続的発展特別事業	【再掲】農地付き空き家バンク事業 交通安全対策事業 交通安全教育専門員設置事業	伊達市 伊達市 伊達市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	（８）過疎地域持続 的発展特別事業	伊達市版ネウボラ事業 こどもの遊び場維持管理事業 民営放課後児童クラブ活動支 援事業 地域子育て支援事業（子育て 支援センター） 掛田まちなかサロン運営事業 運転免許返納支援事業 健康運動習慣化支援事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 民間団体 伊達市 伊達市	地域の持続 的発展に資 するもの で、効果は 一過性でな く、将来に 及ぶ事業で ある。
7 医療の確保	（３）過疎地域持続 的発展特別事業	【再掲】バス路線運行事業 【再掲】新多目的交通システ ム事業 【再掲】阿武隈急行支援事業 【再掲】健康運動習慣化支援 事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	
8 教育の振興	（４）過疎地域持続 的発展特別事業	遠距離通学支援事業（小学 生） 遠距離通学支援事業（中学 生） 学校地域支援連携（スクール コミュニティ）推進事業 遠距離通学支援事業（高校 生）	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	
9 集落の整備	（２）過疎地域持続 的発展特別事業	【再掲】生き活き集落づくり 事業	伊達市	
10 地域文化 の振興等	（２）過疎地域持続 的発展特別事業	史跡整備保存活用事業	伊達市	
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	（２）過疎地域持続 的発展特別事業	再生可能エネルギー推進事業	伊達市	